中野区独自の**給付金事業**を実施中です！

離婚調停または離婚訴訟（裁判）中の実質ひとり親家庭へ

児童一人あたり**10**万円支給

※雑所得にあたるため、収入として認定されます。

【申請対象者】 次の要件のすべてを満たす方

① 支給対象児童を扶養する離婚調停または離婚訴訟（裁判）中の父母

② 中野区に住所を有する

③ 申請者および扶養義務者の所得が所得制限額内

※所得制限の詳細については、中野区ホームページをご確認ください。

【支給対象児童】 次の要件のすべてを満たす児童

① 出生から18歳に達した日以後の最初の3月31日まで

② 日本国内に住所を有する

ただし、以下の場合は対象外です。

申請者が児童扶養手当の認定を受けている場合

申請者が次のいずれかの方と同居している場合

配偶者、実父母、義父母

申請方法や申請に必要な書類など本給付金の詳細については、中野区ホームページ（右記二次元コード）をご覧ください。

▶お問い合わせ　中野区役所　子育て支援課　児童手当係

電話：03-3228-8952　メール：kosodatesien@city.tokyo-nakano.lg.jp

▶申請受付窓口

中野区役所3階　子ども総合窓口　受付時間：平日8時30分から17時まで